

衆議院

文部科学委員会議録 第九号

平成十六年四月二日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 池坊 保子君

理事 青山 丘君

理事 遠藤 利明君

理事 川内 博史君

理事 牧 義夫君

理事 今津 寛君

江崎 鐵磨君

奥野 信亮君

上川 陽子君

城内 実君

近藤 基彦君

鈴木 恒夫君

西村 明宏君

古川 慎久君

大谷 信盛君

城井 崇君

古賀 一成君

高井 美穂君

中野 讓君

鳩山由紀夫君

牧野 聖修君

富田 茂之君

横光 克彦君

委員の異動

四月二日

小淵 優子君

鈴木 恒夫君

鳩山由紀夫君

松本 大輔君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

補欠選任

左藤 章君

木村 勉君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

左藤 章君

大谷 信盛君

計屋 圭宏君

同日

木村 勉君

文部科学大臣

文部科学大臣政務官

文部科学大臣政務官

参考人

河村 建夫君

田村 憲久君

馳 浩君

安西祐一郎君

伊藤 正純君

伊藤 正純君

伊藤 正純君

伊藤 正純君

文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

(長野県八千穂村議会(第二二八八号))

(長野県飯島町議会(第二二九〇号))

(長野県松川町議会(第二二九二号))

(長野県高木村議会(第二二九四号))

関係する意見書(島根県広瀬町議会(第二三〇六号))

教育基本法見直しで国民的議論に関する意見書(岡山県倉敷市議会(第二三〇七号))

国連・子どもの権利委員会の勧告を尊重し教育政策の改善に関する意見書(北海道士別市議会(第二三〇八号))

二〇〇五年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法改善反対に関する意見書(北海道砂原町議会(第二三〇九号))

二〇〇五年度国家予算編成における義務教育費国庫負担金の削減等反対に関する意見書(北海道平取町議会(第二三一〇号))

二〇〇五年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(石川県輪島市議会(第二三一一号))

二〇〇五年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(石川県松任市議会(第二三一二号))

二〇〇五年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(石川県寺井町議会(第二三一三号))

二〇〇五年度国家予算編成において義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(石川県能都町議会(第二三一四号))

二〇〇五年度国家予算編成において、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(鹿児島県名瀬市議会(第二三二五号))

は本委員会に参考送付された。

本日(四月二日)の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

○池坊委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、私立学校法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として慶應義塾長安西祐一郎君及び桃山学院大学教育研究所名譽所員伊藤正純君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池坊委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

午後一時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午後一時五十七分開議

○池坊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、本案審査のため、参考人として、慶應義塾長安西祐一郎さん及び桃山学院大学教育研究所名譽所員伊藤正純さん、以上二名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人のお二方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、心よりお礼申し上げます。本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく願います。

次に、議事の順序でございますが、安西参考人、伊藤参考人の順に、お一人十分程度で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対しお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言はすべてその都度委員長の許可を得てお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑ができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず安西参考人をお願いいたします。

○安西参考人 慶應義塾の塾長をしております安西でございます。

今般は、お招きいただきましてありがとうございます。参考人としての意見を述べさせていただきます。

私立学校法の改正ということでございますけれども、私立学校法に基づく私立学校は、平成十五年の五月現在でも約一万六千六百校ほどあるというふうに認識しております。いわゆる四年制の私立大学だけでも五百校を超えております。短大を含めると、四年制の大学と短大でも約千校の大学が日本にはございます。

私立大学だけをとった場合にでも、学生の約七三・五％が私立の学生でございます。国立大学に約九十校ほどだと思っておりますけれども、国立大学に約一・六兆円の国費が補助をされているのに比べまして、私立の大学、経常費補助でも約三十三億円というところであります。これは平成十五年のデータでございます。

今、いろいろに数字を申し上げましたけれども、私立大学が、あるいは私立学校法で言うところの私立学校が、特に戦後の人材育成について、日本の、特に若い人材の育成を大きな範囲で担ってきたということは紛れもない事実だというふうに思います。

そういった中で、今、世の中、日本だけでなく世界的にも、いろいろなところでいろいろなことが起こっている。その中でも、多様で活力のある人材が求められていると思います。新しい多様な価値を創造するということが活力ある多様な人間を育成していくということ、この両方を私立学校法がカバーしている私立学校の多くが担ってきていますし、これからはますますそうなるであろうというふうに考えられます。

今般の私立学校法の改正は、こうした状況の中でもって、いわば私立学校が、国からの助成が少なくない中で多くの人材を育成してきた、その貧しい

私立学校と、それから豊かではあるけれども制約の大きかった国立系の学校、こういう教育のはざまの中で、いわば子供扱いから一人前の扱いを受けないで、これからむしろ日本の教育の中心になっていく、そういう背景のもとでの改正案が出てきているというふうに認識をしております。

今申し上げたような意味では、私立学校の経営の仕組みを外から見るとはつきりわかりやすいように法文にもサポートしていくということ、それから情報の公開、特に財務情報の公開についてあいまいさのないようにしていくということ、この二つが求められていると思いますし、一人前の、むしろ日本の教育を担っていく、そういう教育の中心としての役割を担っていくことは、今申し上げた経営の仕組みを明確にしていくということ、情報の公開、特に財務情報の公開をしていくということの二つが大事だというふうに思います。

そういう中에서도、ますます学校間の競争が激しくなっておりますけれども、その競争環境の中で、むしろ、私立学校法のカバーする私立学校が多様な活力のある人材を育成し、新しい多様な価値を創造していくということによって、これらの日本を担っていくということが大事だと考えております。

私自身は慶應義塾の塾長をしております。塾長とは、慶應の場合には理事長と大学の学長を兼務する、そういうポジションでございます。今申し上げた経営の仕組みについて、私立学校法の改正案におきましては、理事会のあり方、また評議員会のあり方、そして監事のあり方がかなり以前よりは明確になってくるというふうに認識しておりますけれども、慶應義塾の場合には、理事会それから評議員会のコンビネーションが極めてうまくいっていると思います。

ただ、学校法人全体、私立学校法でカバーされる私立学校全体を見ますと、ほとんどの学校では、例えば既に理事会というのは設置されておりますけれども、そのあたりのところをさらに明確にしていく必要がある、そういうことでこの私立

学校法の改正が出てきているというふうに考えております。

また、評議員会の役割、これも余りはつきりしなかったと思いますが、慶應義塾の場合には評議員会が極めてよく機能しておりますけれども、最初に申し上げましたように一万六千数百あります私立学校のすべてをカバーする、ミニマムの経営の仕組みとしての評議員会のあり方について、この改正案はあるミニマムの一定の構造をうたっているかというふうに思います。また、監事のあり方についても同様でございます。

それから、財務情報の公開につきましては、私立学校はもともと情報一般向けに公開していかねばいけない。そういう中에서도、いわばユーザーといましようか、そちらの、外部の方々から私立学校の中でどういう学校がいい学校であるのかということを選び取っていくような、そういう仕組みをつくっていくかなければいけないというふうに思います。

ただ、学校法人の場合には、その学校の情報をどういう人に対してどういうふうに関心するかとということについては、やはり一定の状況が必要だと考えております。そういう意味では、財務情報の公開についてのこの私立学校法の改正案も適切なものだというふうに思っております。

全般としてこの私立学校法の改正案は、今申し上げたような意味で、考え方としては、これから私立学校が日本の教育の中心を担っていくに当たって、一方で財政基盤の充実ということが切に求められるわけでありまして、それを担保した上で、経営の仕組みと財務情報の公開についてより明確な提示をしていくべきである、それをサポートする、そういう案になっているというふうに考えている次第でございます。

以上、私の方のこの改正案に対する考え方を申し上げます。

慶應義塾の場合には、学校法人慶應義塾でございますが、大学以外に小学校から高等学校もございいます。塾長というのは、理事長として小学校か

ら大学、大学院まで全部を法人の業務についてカバーしておりますし、一方で大学の学長を兼務している、こういう仕組みになっております。その慶應のことだけを申し上げれば、慶應義塾は、教の面とそれから法人の面、経営の面のコンビネーションが極めてうまくいっているというふうに申し上げてよろしいかと思ひます。

学校法人全体としてそういう方向に向かっていただくに当たって、この改正案が、あるいは改正された私立学校法が適切に運用されることを切に望む次第でございます。

以上、参考人の御意見を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○池坊委員長 安西参考人、ありがとうございます。

次に、伊藤参考人をお願いいたします。

○伊藤参考人 桃山学院大学教育研究所の名誉所員であります伊藤と申します。

急な話で、三日前の夜、突然電話がかかってきまして、余り十分に用意できていませんけれども、基本的な私のスタンスを言いますと、今回の私立学校法の一部改正については基本的に賛成であります。

私の個人的な略歴を言いますと、一九七九年、昭和五十四年に桃山学院の短期大学の教員になりまして、短期大学時代は六年ほど評議員を経験しましたけれども、短期大学から大学の方に移りまして、少し内情が、いろいろな内紛のようなものもありまして、学部に移れず教育研究所というところに身を置き、そして教育の関係の研究と労働運動をやってきました。もともとは経済原論屋であります。昨年の三月に、三年越しの案件ということでありましたが、研究所を廃止しまして、法人の都合にて退職ということで、現在になつています。

が求められたらどうと思ひます。

私の個人的な話はこれだけにしまして、内容について少し意見を述べさせていただきます。

私立学校法は法律を決めた法律だという認識のもとで、文部科学省が出している改正の概要の三本柱がありますので、その三つについて意見を述べます。

まず、財務情報の公開でありますけれども、これは当然のことだと思ひますし、私が、今、全国私立大学教職員組合の中央執行委員長をやっていますけれども、私がかかわったいろいろな運動でも、理事会のというか、理事長のワンマン経営、そういうものがありますので、我々の主張として、高校以下も含めて財務情報は公開しろという主張でありましたので、この点についてはほとんど異議がありません。

ただ、「正当な理由がある場合を除いて」と、関係者に情報公開するというところですけれども、この「正当な理由」というところをきちんとして、法律の中では明記できなくても、運用細則か運用規則か何かのところで具体的な事例を挙げておいた方がいいのではないかと。

なお、大学設置審の報告によりますと、プライバシーにかかわるもの、退職金が明らかになるようなものなどということがありますので、それはどこかで明記した方がよろしいのではないかとこのように思ひます。

その次に、ささいなことですが、四十七条の二項に財務情報の閲覧の話が出てくるわけですから、この閲覧がいれば公表であります。これに対して、六十六条の四号でそれに違反した場合の規則が載っていますけれども、このところ、いわゆる閲覧という項目がなくて、ほぼ旧規定そのままになっているというのはちょっと解せない。備えつけているんだからいいではないかと云われそうですが、そこら辺は少し気になったところあります。

さて、大きな柱の二本目でありますけれども、私立学校審議会の構成の見直しという、これが最

初のところに出てきます。旧規定は非常に細か過ぎるというふうにも私思ひますけれども、今回の改正案は余りにも大まか過ぎるのではないかと云う気がいたします。「教育に関し学識経験を有する者」であれば知事はだれでも任命できる、いわば知事に自由裁量権を与えてしまつていますけれども、これは何らかの形で歯どめをかけた方がやはりよろしいのではないかと思ひます。

ただ、旧来の規定のように、私立学校の関係者が四分の三を占めるというような決まりは、そこまではなくてもいいのではないかと。少なくとも半分か、半分に近いぐらいのところまで私立学校の関係者をということだと思います。

きのう初めてもらった資料なんですけれども、衆議院調査局文部科学調査室の詳しい資料をゆべ読んでみますと、いわゆるこれが出てきた背景がやつとわかりまして、総合規制改革会議で出てきた。新しい学校をつくるときに、この設置審議会の委員構成が障害になつて新しいことができないということとすけれども、そういう意見があつて、急に大学設置審の方では審議されていなくて出てきている、そこに少し疑問を感じます。たとえ総合規制改革会議で案が出たとしても、ここまで自由裁量を与えるという必要はないのではないかと云うふうに思ひます。

三本柱の三番目、最初の柱で、今、安西先生も詳しく言われましたけれども、いわゆる管理運営、学校法人における管理運営構成についてであります。これについても、基本的に賛成であります。

現行法は、理事会、法定化されていませんのを法定化したということは非常に意義があるということだし、各担当理事を理事の担当領域を決めて、それを担保にとつて登記するという形をやるのも、責任の所在をはっきりするという意味で非常にいいことではないかと思ひます。また、監事が旧規定では評議員を兼ねられましたけれども、今回は兼職を禁止したということも監事の機能を高める上で非常にいいことではないかと思ひ

ます。

そういう意味で、今度の法改正は、私立学校の経営上のガバナンスといえますか、いわゆる責任体制を明確にしたという意味で評価できるというふうに思ひます。

反面、最近、国立大学法人法の改正でもそうでしたけれども、教授会について何も触れないということがいささか気になっていることであります。旧規定も教授会については何も触れていませんけれども、管理運営面の強化をうたつたとすれば、反面、教授会の軽視につながるのではないかと云う意見、批判は必ず出てくるのではないかと云うふうに思ひます。この問題についても考えていただきたいということでもあります。

最大の問題は、いわゆる私立学校で、我々が運動をやつていき、好んで運動をやつていっているわけではありせんけれども、どうしても労使紛争というものが多発してしまつて、だれかが救済に行かなければならないから救済に行くわけですが、そのときに、特に、大学というよりは高校のレベルのところ、理事長ワンマン経営、同族支配、世襲支配と言われている、これに対してチェック機能が働くのかということでもあります。

今度の法改正によつて、外部から理事を入れ、監事を入れ、評議員を入れる。しかしながら、そこで、外部者によるチェック、監事による業務監査でチェックをする、評議員会の中でチェックするということがありますけれども、外部からの人間で果たしてチェックがきくのか。つまり、その人選が理事長及び理事会の有力者によつて決められた場合には、チェックがきかないのではないかと云う懸念があります。つまり、人選の問題があります。

大学の評議員会で、桃山の場合は、私は大変よかったと思ひます。自分も評議員やりましたので、それほど問題があるとは思ひていませんけれども、いろいろなところで聞いた話、体験した話で言うと、同窓会支配によつて評議員が事実上機能しなくなる、そういうところがあるわけ

同窓会の、いわゆる卒業生から必ず選ぶという規定がありますけれども、そこら辺、つまり、どういふふうによつてもうまいかない面はどうしても残る。そういう意味におきまして、何らかの形の公的チェックがやはり必要なのではないか。これは私立学校法の中で書くか書かないかは別にしても、そういう問題は必ず起こるだろうというふうに思います。

なお、財務情報の公開でありますけれども、これは大変結構なことですが、新しい事態としては、今定員割れを起こしておる大学で、合格者数も言わない、入学者数も言わない、秘匿して情報を流さないと言われているところがありまして、ここが財務情報が流れることによつて、どれだけの入学者があつたかということが明らかになつてきて、悪くなることは、ますます定員割れのところは定員割れになるだろうというふうに思います。

したがつて、それに対してはどうするかということも、やはり法律の議論を超えて政策を立てる場合には考えていただきたい。労使紛争の問題を文部科学省に持つていきますと、必ずうちの話ではないというふうに言われましますけれども、世間の人は、設置認可をしたんだから、解散の権限を持つていられるんだから、その間の紛争のところも何か処理してほしいというふうな要望がたくさんあるということだけお伝えいたします。

時間をオーバーしましたけれども、これで終わりにします。(拍手)
○池坊委員長 伊藤参考人、ありがとうございます。

以上で参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○池坊委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤信太郎君。

○伊藤(信)委員 自民党の伊藤信太郎でございます。

きょうは、安西参考人、伊藤参考人、大変貴重な御意見を御開陳いただきまして、ありがとうございます。

私も大学で研究教育に携わつておりますけれども、安西塾長におかれましては、感性情報学というのを研究なさつて、私も文系の立場から研究しておりますので、きょうは、そういう文理融合のアプローチで今回の私立学校法の改正について質問させていただきたいと思ひます。

オートポイエーシスという考え方がありますけれども、これは要するに、プロセスの進行というものとは結局のところその機構というものに帰結するという基本的な考え方なんですけれども、このことは、私立学校の経営面あるいは教学の面でもあるのではないかなと思ひます。

今回は、理事、理事会の機能ということが明文化されているわけでございますけれども、その改正文の第三十六条二項のところに、学校法人の業務を決すといふところ、つまり、「理事會は、学校法人の業務を決す、理事の職務の執行を監督する。」この「学校法人の業務」というのはいかなる範囲か。これは解釈が多少分かれるところだと思ふんですね。教授会側といふか教員側は、このことには校務、あるいは別の言い方をすれば、教学は含まれない、教育研究は含まれないという御議論もあるわけでございます。

しかし、このオートポイエーシスの考え方からいけば、そういう存在の切れ目というのが行為の裂け目というものをもちますわけであつて、要するに、学校というのは、小学校であつて大学であつて、教育あるいは研究のためにあるわけなんです。

それで、学校の教員もいい教育をしようということ、それぞれの教務内容であるとかカリキュラムとか、そのためにどういう施設とかどういう設備が必要だということになるわけですね。当然、理事会で決定される学校法人の業務の中には、どのような校舎をつくらうとか、コンピュータ

ターをどのように導入するかということも入るわけですね。

そうしますと、もし学校の業務ということを経営的な形で絞つた場合、それぞれの学校が、多様な価値観に基づく多様な教育をするという上において、行為の裂け目をもたすのではないかなと思ひますけれども、このことに関して、安西参考人そして伊藤参考人、両方の御意見を伺ひたいと思ひます。

○安西参考人 今、伊藤先生からオートポイエーシスという言葉が出るとは全く思ひませんで、オートというのは、自律的といいますか自動的ということでありまして、やはり、特に私立学校というシステムは、みずから中でお互いにいろいろな部署が融合して、それで新しいものを生み出して、そういうシステムだということに思ひます。今のオートポイエーシスというのを私なりに解釈すれば、そういうことではないかと。

そういう中에서도、学校法人の業務ということとは一体何を意味しているのかということでありまして、私の理解するところでは、学校法人というのは学校を設置するための法人であるということです。また、法文でも規定されていると思ひます。その学校の設置全般にかかわる業務のことを法人業務というふうに言うのだと。したがつて、主たる業務は、やはり組織あるいは施設、例えば、大学の学部をつくることとか、大学院をつくること、あるいは廃止することとか、そういったものは資産の処分でありまして、運用でありますとか、取得でありますとか、そういうことが主になるであらう。

ただし、そういったことにはすべて教育研究の推進がかかわつていまして、その教育をフルに力を発揮させるために今申し上げたようなことを進めていかなければいけない、そういうことだと認識しております。個々の教育研究の内容については、やはり法人の業務という中で余り立ち入ることは、教育研究の自由な進展ということにかんがみて望ましくはないというふう

思ひますけれども、そういった意味で、私立学校が活力を持つて進んでいくためには不可分の面もある。

ただ、法人の業務というのは、主たる業務は、やはり今申し上げたように教育研究が十分に推進されていくためのいろいろな仕組み、あるいは資金、資産面の支援を十分にいくことだということに認識しております。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○伊藤参考人 お答えしますけれども、私は、理事も何もやつたことがありませんので、こういう質問に的確に答えられるかどうか自信がありません。

ただ、我々が理解していることを単純に言いますと、先ほど安西先生が言われたことと基本的に余り変わらないと思ひます。教授会に出ていて、教授会で審議するときに、主にやつてい

るのは研究教育に関するいわゆる教学上のことでありまして、それ以外のことにつきましては経営側のサイドで、例えば新しいものを、学部をつくるかつかないかというところの最終的な判断は、教授会でかかわるのは教学面のことでありまして、教授会でも、最終的な判断で、設立をしてその運営をしていけるか、経営していけるかというように、そして、経営の見通しについてはどうかということとは経営側が判断します。

そして、働く人間としては、そのことによつてどれだけの問題が、どういふふうな人件費の支出になるかとかいう話は、教授会ではなくて、我々は組合でやつたことではありますから、一応教学面を、法人の業務といふ広い意味で業務ですけれども、理事会が直接そこに入つてきてタッチしてやると、いわゆる学問の自由に抵触しますから、そして教授会の権限事項だということ、私の経験では、それは理事会の方は避けていたということでありまして。

新しいオートポイエーシスの理論については、私は余り知りませんので、この程度でしか答えら

れません。

以上です。

○伊藤(信)委員 ありがとうございます。

今回の改正では、理事長の権限あるいは理事会のあり方というものが明文化されているわけでございませうけれども、今回の改正により、理事長また理事会の権限が強くなるというふうにお考えか。また、そのことが、今後の私立学校の運営に對してどのような影響をもたらすとお考えか。これは安西参考人にお伺いしたいと思ひます。

○安西参考人 今回の改正で、理事会あるいは理事長の権限が強くなるのではないかと御質問だと理解しますが、私の理解では、ほとんどの私立学校が既に理事会を持つていて、思ひます。そういう意味では、改正がなされても、多くは異なるところはないであろうというふうにお考えます。

それ以上については、先ほど申し上げましたように、私は、やはり私立学校がこれから一人前の学校として日本の教育の中心を担っていくためには、はっきりした経営の仕組みをつくった方がいい、それにはこの改正というのは役に立つというふうにお考えの次第です。

以上。ありがとうございます。

○伊藤(信)委員 今回の改正、今度は第四十七条の第二項、これはいわゆる監査報告書の閲覧の請求権の問題だと思ひますけれども、そこにおいて、利害関係人等から閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供しなければならぬということですね。この利害関係人ということがどれぐらいの範囲を示すか。私どもは社会生活を送つておりますので、拡大解釈すれば、納入業者も利害関係人になるでしようし、それから、ひよつとしたらこれから自分が産み出す子供がその学校に行こうかなと思ふ人も、潜在的、あるいははっきり意思を持つていれば顕在的な利害関係人ではなからうかと思ふんです。

ただ、やみくもにこの範囲を拡大しますと、結局、日本国民全部、あるいは外国から入るとい

う意味においては地球上に住む人すべてということになつてしまふので、どのような範囲で利害関係人を限定すべきかということに對して、また私立学校の経営者の立場から、現実的なお話を安西参考人にお伺いしたいと思ひます。

○安西参考人 利害……(伊藤(信)委員「利害関係人ですね」と呼ぶ)済みません。

○伊藤(信)委員 監査報告書の閲覧請求ができる利害関係人はどの範囲で考えるべきか。また私立学校で、例えば、いろいろなところのオンブズマンがそれぞれ関係しているということで全部開示ということになると、これまた現実的に対応が厳しいという面もあるのではないかと推察いたします。

○安西参考人 利害関係人の法文の解釈につきましては、私が立ち入るところではないような氣もいたしますけれども、自分の考えでは、例えばですけれども、学生とその保護者、また、その学校法人に債権債務等がある、そういう形で関係している者、これはやはり利害関係人に入るといふうに思ひます。

また、例えば入学を希望している、氣持ちとして希望している者が利害関係人かという、これは恐らく入らないのではないかと、氣持ちだけではそれは入らないのではないかといふうに思ひます。

これは、いろいろ解釈はあると思ひますけれども、私の持つております経験と感覚では、さういふふうに思ひますし、これは余り広げ過ぎますといけなかつたと思ひますし、また、やはり財務の情報公開という意味では、ある一定の広さを持つべきだといふうに思ひますが、やはりさういふ法的な債権債務、あるいは学校への束縛関係といひましようか、さういふものがあるということが条件になるのではないかと考えます。

○伊藤(信)委員 これで質問を終わります。ありがとうございます。

○池坊委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 民主党の土肥隆一と申します。どうぞよろしくお願ひします。

きょうは、安西先生、伊藤先生、本当に御苦労さまでございます。国会がちよつと荒れておりまして、この参考人の話だけは民主党も応じるといふことでここに臨んでおります。

まず、今回の法改正で一番驚くのは、私立学校審議会の中身ががらつと変わつて、全部都道府県知事に丸投げするということになつております。これはまた委員会でも、私、追及しなければならぬと思つておりますけれども、安西先生は私立学校審議会の委員になられたことはあります。答えてください。

○安西参考人 ございませぬ。

○土肥委員 伊藤先生はどうでしょうか。

○伊藤参考人 ありません。

○土肥委員 旧法を見ますと、全く理解できないですね。だれをどう選んだらいいのか、読めば読むほどわけがわからないので。

それで、今回の法改正で、知事が好きなようになつたわけですね。実は、先ほど伊藤参考人がおつしやいましたように、今、大学紛争はありませんが、高校は結構紛争があるんですね。行政がなかなか当事者の紛争にはかめなかつたことがあつて、補助金規定によれば、文部省は、紛争があつてみつもまない学校には補助金をストップするとか半額にするとかいふような対応をしておりますけれども、なぜ知事に丸投げしたのかといふことで、あるいは私立学校審議会が一体機能しているのかどうかといふことについて、お二人の御意見を聞きたいと思ひます。

○安西参考人 私立学校審議会については、恐縮ですが、余り情報を持つておりませぬ。私が条文の改正案等を拝見するところでは、やはり私学関係者が非常な影響力を持ち過ぎるという面と、それから持てなかり過ぎるという面のそのバランス感覚でいろいろな法案が策定されているような氣がいたします。

それで、改正案につきましては、確かに、知事に丸投げといふんでしやうか、さういふふうな文面にもとれますけれども、私はやはり、私学の関係者が何人か、その経験者が何人か入つて、私学のあり方といふことを十分に吟味した上で、それで私立学校の審議をしていただきたいといふふうにお考えしております。

○伊藤参考人 私も余り、内情はよく知りませぬ。ただ、私が勤めていた教育研究所というのは、すぐ横に本部がありまして、その本部のところに高等学校があつたんですけれども、その管理者の方と、これは雑談でありますけれども話してしまつたら、やはり一定の、共存共栄といふか、つまり新規参入は阻止するけれども、共存共栄の中で、その体制でどれだけの入学者をしようといふようなことが事実上行われていたと。

それは、さういふことが話題になり始めたといふのは、少子化が起つてきたからであります。その少子化といふことで、どこも経営危機で、新しいことを打ち出さなければならぬといふことがある。それと、九〇年代以降の自由化の路線がぶつかり合つて今回の形になつたんだろうと思ひますけれども、資料を読むと、余りにも私学関係者が多過ぎるということが問題なのであつて、私学関係者を全部排除できるような今回の改正といふのはちよつと思ひやういふことですね。

○土肥委員 伊藤先生がおつしやるとおりだと思ふんですね。いわば自己規制で、既得権の保護のために審議会が機能したのではないかといふうにも思ふわけでございます。これで新規参入なんといふと、この審議会はとても難しい、そこで全部はじかれてしまふといふことだらうと思ひます。

これから多様な教育が展開する中で、ある意味で、こゝうの中身を全部吹飛ばしてしまつて、政治家である知事が政治的判断で、当該都道府県の教育の整備のあり方、設置のあり方、学校の設置のことも含めて、仕切らうといふ。一つだけ条件は、学識経験者となつておるわけ

でございまして、私学関係者とは言っていないし、細かく言えば、盲聾精の学校の校長だとかなんとか言っているんですけども、そういうことも全部なくなったということございまして、これは、どういう私学像を政府は描いているのかということをお究明しなければならぬというふう

に思っております。
さて、今回のこの財務情報の公開ということが出てまいりまして、四十七条の第二項でございすけれども、例えば、慶應義塾大学では、四十七条に挙げられております財務諸表その他、どういふふうに備えていらっしゃるんでしょうか、お知らせいただきたいと思ひます。事務所なのか、閲覧は自由にできるのかどうか。

○安西参考人 慶應義塾におきましては、経理部で閲覧に供しております。

○土肥委員 経理部に入りますと、財務諸表その他、閲覧をしたいと言ったときにはすぐお見せになるのでしょうか。

○安西参考人 所定の手続をしていただいて閲覧していただくということになっております。

○土肥委員 所定の手続というのは結構でございますけれども、要するに、正当な理由があるかということでございますね。

○安西参考人 そのとおりです。

○土肥委員 伊藤先生、桃山学院では……

○池坊委員長 お二方でなさらないで、委員長に許可を求めてから発言していただきたい。

○土肥委員 どうも済みません。

桃山学院ではどうでしたでしょうか。

○伊藤参考人 どこまで公表しているかわかりませんけれども、桃山学院は、大学がありまして、短大があったときは短大、短大がなくなったときは教育研究所、そして高校ですね、いわゆる予算単位と言われているようなもの、それと法人の単位で、すべてその数字は毎年載ります。たしかこのぐらゐのものを毎年もうらうのです、読むのは自分の関係しているところだけか読みませんけれども、それは、評議会の委員に出ると同時に、

各組合の委員長にあてて送ってきます。

○土肥委員 結局、今度の法改正を見ますと、理事長だの理事だの評議員だの監事だのとうるさく言っているわけですけども、私は、私学というのは、それぞれ建学の精神があり、みずから学校を運営、経営しているわけにございまして、創学者のモットーを実現するために大変重要な役割を

していらっしゃると思うのですね。
そのところのせめぎ合いで、やはり私立大学は、あるいは私立学校はすべてでもいいですが、もつと情報公開をしないと、大学がその存在すら危ぶまれるような状況があるのかどうか、なぜ今回、政府はこういう、いわば厳しいというか、少し踏み込んだ改正を求めてきたのか。その辺の事情はどうなんですか。慶應大学のみならず、他の私立大学の、塾長の御存じの範囲で結構でございます。

○安西参考人 私は、これから学校間の競争関係が激しくなり、また、その中で教育の活性化が行われていく中で、特に財務情報の公開というのは必須であるというふうに、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、特に私立学校の場合には、どうしても、これまでは財務の情報を余り提示してこなかったというところもや見受けられるように思われます。

ただ、そういうところが、恐らくは、外部から見ても情報を出さないところほど競争に勝っていないというのでしょうか、そういう状況が生まれてきているというふうにも思っております。

以上でございます。

○土肥委員 伊藤先生はどうでしょうか。

○伊藤参考人 財務情報の公開というのは、情報公開の原則からいって当然のことだと思ひます。ただ、使い方は、情報の公開ということですけども、公開の次に、それに基づいてシミュレーションをやつて、特に臨時定員増が半減をしていく中で、私が結局退職に追い込まれた一つの原因でもありますけれども、シミュレーションをしたら何年先に赤字に転落するという、これが出るわ

けです。そして、正規雇用で雇っていたのをパートにかえるとか派遣をどんどん入れるとかという形の非情な合理化が、今、大手と言われている私立大学でも行われているということだと思ひます。

まあ、やむを得ないのかな、それは私立学校を超えた国の政策で救済すべきなのかわかりませんが、けれども、そういう使い方を経営者がやっているということだけは知っておいてもらいたいということ。

なお、これはもう本当に小さなところ、先ほど意見のときに言いましたけれども、倒産をしていくんではないか、これによって倒産を加速するといふ懸念はありますから、それに対して政治家の先生方には手を打っていただきたいというふう

に思ひます。
○土肥委員 最後に、やはり私は、国が過度に私立大学、私立学校に介入すべきではないというふう

に思ひます。
可能な限り自由な考え方で、その理念に基づいて運営、経営をなさることが正常な姿だと思ひますので、今回は、理事会とそれから情報公開の問題についての二つの大きな柱があると思ひますけれども、しかし、補助金をもらっているじゃないか、それは公金が出てくるんだから、行政側が、国側が、私立学校の情報をもつと出せと。先ほど伊藤先生がおっしゃいましたように、出し過ぎると、経営実態がわかつて、この学校はつぶれるよなんというふうな話になる可能性もあるわけでございます。

今、少子化の社会の中で学生数が減つていて、そして私立学校は懸命な経営努力をしているよう

でございます。女子校が男女共学になるとか、そういうことをやつていらっしゃるわけですけども、
そもそも、やはり憲法八十九条の、要するに、慈善と教育には国が手を出さないという重要な憲法規定がございまして、私はこれは大事にしなければならぬと思っておりますが、さりとて、学

校法人あるいは社会福祉法人もそうでありますけれども、公的な役割を十分担っているから補助金を出すのはいいと思ひます。しかし、このところの緊張関係をなくしますと、では、法改正してどんどん出せるんだということになって、そうすると、いわば国の管理のもとにどんどん追い込まれていく。大学行政法人ができましたからそうはならないだろうと思ひますけれども、そういうふうなところで、私は、個人的には非常に気遣いをしております。

お二人の御意見をお聞きしまして、終わりたいと思ひます。

○池坊委員長 質疑者の持ち時間が終了いたしましたので、参考人の方、恐れ入りますが、簡潔に御答弁いただきたいと思ひます。

○安西参考人 私立学校は、公益の立場にあると同時に、やはり私の精神を持って教育をやつていく、そういう組織でございまして、やはりそのバランスが非常に重要だというふう

に考えております。

以上でございます。
○伊藤参考人 教育というのは、基本的には公的な性格の強いものだといふふうに思ひます。ただ、それによつてどれだけの力をつけるかということが、私的な、私の力になるという意味において、そのバランスをどうとるか。財政的にも運営的にも、そういう面を考慮すべきだと思ひます。

○土肥委員 ありがとうございます。終わります。

○池坊委員長 富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。安西参考人、伊藤参考人、きょうは本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

先ほど安西参考人の方から、私立も一人前にならなさいいんだという話がありましたけれども、慶應大学はもう一人前中の一人前だと思ひますが、私も、田舎で小中学校は公立に行きまして、高校は東京の建学二年目の私立高校に入り

ました。大学は国立に行きましたので、それぞれ特徴ある教育を受けてきたというふうに出てくるんですが、私立学校というのは、建学の精神を大事にしてこれからの厳しい競争社会を生き抜いていかなければならないと思うんですね。でも、私立学校審議会についてお二人にお尋ねしようと思つていたんですが、余りそちらの知識はないという事です。で、ちょっとほかの論点についてお伺いしたいと思います。

今回、理事会の機能強化ということが大きな重点として図られていますけれども、理事の機能強化がされるということは、学校法人としての意思決定が機動的にできるといういい面もあると思うんですが、また一方、意思決定が専断されちゃうんじゃないか、専横になるんじゃないかというような不安もあると思うんですね。

安西参考人の慶應義塾大学では、そういった部分について何か特別な配慮はしておられますか。○安西参考人 私立学校法の改正案にあります理事の権限、あるいは理事会、理事長のあり方については、慶應義塾は既に長年にわたつてやってきていることでございます。私は、法文はともかくとして、これはやはり、それぞれの私立学校がいわばどのようによつていくことができる、またやり方がまずければ落ちていく、こういうことであるうかというふうに出ておられます。

慶應義塾の場合には、この理事会とそれから教員の方の面と、その両者のバランスがよくとれているのではないかと、また理事会と評議員会と理士会の間の関係もまたバランスが非常にとれている。これは、長年にわたつて、慶應義塾の場合には評議員会ができましたのが明治二十二年のころのことでございます。それ以来の伝統がございます。

やはり、私学というのはそれぞれに歴史をつくつていくものである、それは、もちろん法文をミナムのベースとしてそれぞれの私学が努力をしていくものだというふうに思います。

以上でございます。

○富田委員 今、安西参考人の方から、理事会と評議員会の連携もうまくとれている、それは明治以来の伝統があるからだということですが、やはりそれは、大学の卒業生が卒業した大学を大事にされて、いろいろな面でバックアップしている、そういったバックボーンがあるからだと思つてですね。

先ほど、伊藤参考人の方で、評議員会が卒業生によつて支配されているというふうな状況もたくさんあるんだというお話がありました。私も、卒業した大学が一橋です。で如水会というOB会がしつかりして、慶應の三田会のように、とにかく大学をバックアップするんだ、経済人になつたら資金面でもバックアップしていくんだというような長い伝統があつて、その部分で理事会、評議員会が機能しているんだと思つてですね。

伊藤参考人の言われる、逆にOB支配がはびこつて評議員会制度がうまくいっていないんだというの、どういった点、何か事実がこういふのがあるんだというのがあつたらぜひ御紹介をいただければと思います。

○伊藤参考人 大学の名前は出せませんが、もちろん、要するに、地方大学では、短期大学が四年制に改編していくというときに、理事会または教授会で詳細な手続を踏んで、これはそういう意味では極めて民主的なところでありましたけれども、ほとんど新しく四年制の大学になるということが、最終的決定を残すのみという段階で、評議員会にかけて、その評議員の同窓会の連中が、その何々短大の伝統を無視するの、かという形でつけたわけですね。そうすると、新しい大学になるため人選までしていたものが全部御破算になる、御破算になるということは、それが新聞ざたになるという事です。だから、当然その後の経営に響く。

だから、この例は最悪の例だというふうに思いますけれども。○富田委員 今回の法改正はそういった意味で評価できるというふうに出ています。伊藤参考人は言われていたけれども、そういう最悪の例が起きただけ起きないようにはしていただきたいと思います。実は、私、弁護士をやっているときに、ある東京の大学の内部紛争の相談を受けたことがありますが、今伊藤参考人が言われたように、いろいろな勢力があつて、何とか敵対する勢力をけ落としたみたいな理事会の争ひだつたんだと思つて、それが、そういったことはちよつと私の法律事務所では加担できないということで、相談だけ受けてお断りしたことがあるんです。そういった意味では、理事会や評議員会がきちんと機能して変な内部紛争が起らないようにしていくということがまた大事なことなんだと思つてですね。

それで、伊藤参考人の御意見の中で、一つ、労使紛争ということが出てきましたけれども、財務情報の公開というのが労使紛争に利用される。どういった言い方をすれば適切なものかちよつとわかりませんが、財務情報の公開された中から、労使どちらか自分たちの、当然使側だと思つて、それが、それまで得られなかった情報をそれに基づいて得て運動論の中で使っていくんだというふうな、そういう懸念もあると思つてですね。何でもかんでも出せばいいわけじゃないというふうに出るんですが、そういったところについては、伊藤参考人はどんな御意見をお持ちですか。

○伊藤参考人 私は労使紛争の話はしましたけれども、現実の問題としていいますと、労働者側の方が極めて不利でありまして、大体折れざるを得ないという事であります。この状況の中で今いろいろやっていますけれども、いわゆる従来の組織を防御するといふ形の運動だけではもう耐えられないといふような事情も出てきている。だから、そういう意味においては、組合、労働者側がそれを利用して何とかしようというふうなものではなくて、むしろ、労働者側が防御に回っているというのが実態だと思います。

○富田委員 ちよつと実態がそういうことだといふのは驚きですが。

財務諸表の件について、もう少し別の観点からお話を伺いたいんですが、慶應大学、安西参考人の方ではもうずつとやっているというお話でしたけれども、今回の法改正では、事業報告書をきちんと作成して備えつけると。これは、慶應大学のように伝統のある大きな大学なら当たり前のことのように伝統のある大学で、小さな規模の短大とか幼稚園とかがいわゆる財務諸表以外に事業報告書をきちんとつくつてそれも備置かなきゃならないというのはいかんなりの負担になる、理想的にはそれとおろしだと思つて、そういう点、どういったところに安西参考人はお考えになりますか。

○安西参考人 事業報告書の内容というんです。うか、それによると思ひますので、大規模な学校法人ほどその事業報告書の内容は豊富になると思ひますし、小さなところはそれなりに小さいもの、だといふふうに出ています。で、事業報告書というのを大規模な大学と同じように小規模の幼稚園が、同じページ数というふうに出すか、それは全く必要ないのではないかと思ひます。

○富田委員 伊藤参考人、今の点は御自分の経験から見てどうでしょうか。

○伊藤参考人 私も教育研究所に在りまして、その事業計画というのをつくりましたし、事業の実績の報告書も書きましたけれども、それはもう何か世間の人が笑うほど薄っぺらいものであります。それでも一応、何を計画し、何を報告したかといふのは書きますので、ちゃんと公表します。

だから、この法改正の中で大ききだとかそういうのは全然書いていませんので、そういう意味では、組織に合せてやればいいのではないかと思ひます。

○富田委員 あと、伊藤参考人にお尋ねしたいんですが、最初の意見陳述の際に、外部からの人選でチェック機能が本当に働くかどうかという疑問を呈されておりました。どういったふう具体的にやたらチェック機能が働いているというふうに出るに現場で働いていらつしやる皆さんが思いに

平成十六年四月二日

なると思われませんか。何か参考になるものが今ありましたら。

○伊藤参考人 日本で、そして私が勤めました桃山学院の中では経験ありませんけれども、私が研究していますスウェーデンで、私立学校はほとんどありませんけれども、コミュニケーションレベル、いわゆる市町村レベルの学校教育の委員会というものは、必ずその地域の代表が入っていますし、そして経営者側の代表も労働組合の代表も入るという形で、その枠があつて、その地域で大きな組織から入りますし、地域代表というのは立候補できますから、そういう形のものであればチェック機能になるかなというふうに思っています。

○富田委員 ありがとうございます。

最後に、安西参考人に一点お伺いして終わりたいと思うんですが、財務諸表をもっと公開すべきだという最初の意見陳述の際に、どういう学校がよい学校であるか酌み取っていただけるような情報を出していくんだというふうに言われました。

今、法科大学院がこの四月一日から始まつて、全部の定員合わせると五千七百ぐらい。実際に司法試験は制度が変わつて、法科大学院の卒業生が受験するときには三千人ぐらい合格する。そうすると、約半分はおつこちていくようになるわけですね。大学の評価が目に見えてわかるようになってくる。

法科大学院がまず一番いい例になるのではないかと思います。そういつた意味で、できるだけその大学院生に合格してもらいたいというのが学校関係者の思いだと思うんですが、それに向けていろいろ仕組みをつくるし、いい先生も集めるし、カリキュラムもつくつていくという御努力をされてきたと思うんですが、そういったものも事業報告書にきちんと書いて、自分の大学の評価をしてもらうんだというふうにとらえてよろしいのでしょうか。そのあたりのことをちょっと最後に聞かせ願えればと思います。

○安西参考人 おっしゃるとおりだと思います。やはり学校法人の事業というのは、今先生がおつ

しゃつたようなこと、例えば法科大学院にしてみれば、法科大学院としてどういう特徴のあることをやり、どういう成果を得たかということを含んでいいのではないかと思います。

つけ加えますならば、どういう私立学校がいい学校であるのかということについて、その経営の仕組みあるいは財務情報の公開等々の仕方を含めて、これは、私立学校の数というのは先ほど申し上げたとおり大変多くの数に上つておりまして、そういう中で、外から見て、例えば法科大学院一つとっても、どういう法科大学院がいい法科大学院であるのかということについて、やはり外部からの目を養うような、そういう文化をつくつていくことがこれからの日本にとって非常に重要だと思いますし、その文化が育つていく中で私立学校の切磋琢磨というものが進んでいくというふうに思っております。

○富田委員 ありがとうございます。終わります。

○池坊委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

私立学校法の改正に当たりまして、参考人として意見陳述をいただきました。本場にありがとうございます。

安西参考人にまずお伺いをいたしますが、よく楕円構造の大学ということを示しておられると思います。例えば、学問の創造は現在の社会を質的に異なる未来に飛躍させる、それはしばしば社会の短絡的動向や社会の要請からは距離を置いた研究を通して行われると述べておられますが、こうした社会中立と社会コミット、二つを焦点に持つ楕円構造の大学ということに立つて、大学のマネジメントのあり方ということを示していらっしゃるというふうに思うんですが、このような大学のマネジメントのあり方と今回の法案についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○安西参考人 今先生のおっしゃいましたことは、私が以前より、特に総合大学の場合でござい

ますけれども、やはり長期的に見て未来の人材を育成しなければいけない、また長期的に見て学問の創造をしていかなければいけないという、いわゆる短期的な社会の動向にとらわれない中立的な面と、それから一方で、やはり社会の中での組織として社会に短期的にも貢献をしていかなければいけない、そういう社会にコミットするという面と、その両面を、楕円というのはいくつ中心、焦点がございまして、そういう意味で、二十世紀には、象牙の塔といひましようか、一つの円、中心が一つであつたものが、二つあるべきだという論でございまして。

今申し上げた楕円構造の大学のあり方というのは、この私立学校法の改正については不変である、法文がどういうふうになろうと、そのレベルを超えて今申し上げた楕円構造の姿というものは実現していくことができるというふうに思っております。

ただ、一方で、それをサポートする経営の仕組みあるいは情報の公開について、やはりミニマムのことは、私立学校というのは非常にたくさんございまして、むしろ社会的な組織として持たなければいけないものが改正案の中に入っているというふうに認識をしております。

ありがとうございます。

○石井(郁)委員 日本私立大学連盟では、「規制改革と「自己責任戦略経営」の確立」という提言をしていらつしやると思いますが、そのことにかかわつて一つ伺いたいと思つております。

その中にこういうくだりがございまして。株式会社参入、利用者補助に対する見解の中に、「教育分野における株式会社参入が公共性の高揚と私立大学の健全な発達を図りつつ、自らその透明性を確保しようとする自助努力や自律性の確立が必要不可欠である。」ということがありました。

これは具体的な問題としてどういうことを指すのでしょうか。これも安西参考人からお聞かせいただければと思います。

○安西参考人 やはり私立学校というのは、みずから立つて立つことが基本だということを言っているのだと思います。そういうことであります。

○石井(郁)委員 その前段のところがちよつとありますので、もう少し御説明いただければありがたいと思うんですが。

教育分野における株式会社参入という問題がいろいろ言われておりますので、そういう問題との関連で、学校法人が公共性を高めなければいけないという問題がありまして、そういう問題と自助努力やそういう自律性の問題というあたりの関係をもう少しおつちやつていただければと思うんです。

○安西参考人 私立学校は、学校法人としてやはり公益に資するべきだと思います。それが非常に重要でありまして、株式会社立大学、株式会社立学校という組織が公益のために働くことができるか、そういう問題があるわけでありまして。

ただし、それ以前の問題として、私立学校というのはみずみずから立つて立つべきである、その株式会社立大学、学校ができるから云々ということ以前に、みずみずから立つて立つべきである、そういう論だというふうに思います。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。

伊藤参考人にお聞きいたします。

私立学校審議会の問題なんですけれども、都道府県に置くこの私立学校審議会の委員のうち四分の三は私立学校関係者でありましたけれども、この点については、私学の行政に私立学校関係者の自治的な意見を反映させるものだという解説書などがございましたけれども、今回そういう条文規定がなくなるわけですね。教育に関して学識経験を有する者のうちから知事が任命する問題になるわけですから、この自治的意見の反映というための条文を今日なくするという点について、どういう御見解をお持ちでしょうか。

○伊藤参考人 詳しくそこまでは考えていなかったんですけれども、私立学校の立場は立場とし

て、経営する側もそこで働く側も、それなりに、自分たちがやっていることは公益性の高い教育をやっているわけですから、そういう意味で、自治的な意見を何らかの形でちゃんと表明する、できるということが必要なのではないか。ただ、過半数以上とていかなければならないとは、そこまではちょっと思わないということです。

○石井郁委員 今の問題に關してもう少しお聞かせいただきたいと思うんですけれども、都道府県に置く私立学校審議会委員の資格、構成割合、推薦の手続は、今度、知事の判断にゆだねられるわけですね。ですから、このことについては知事の権限を強めるものではないかということが言われますし、事によると株式会社参入などへの道を開くのではないかと、そういう危惧の声も聞かれるわけではございませんか、この点で、私立学校審議会委員選任の規制緩和とこの株式会社の参入という問題についてどのようにお考えでいらつしやるか、これは両参考人にお尋ねしたいと思ひます。

○安西参考人 改正条文では私学審議会に知事が権限を持つということになる、一方で株式会社立学校のことがある、その間の関係はということだと思ひますけれども、直接的にその法文としての関係というのは、ちよつと自分にはわからないというのが正直なところでありまふ。

いろいろな関係でもって、あるいは知事あるいはその周囲の考え方によつていろいろなことが起こつていく可能性は否定できないというふうには思ひますけれども、ではどういふことが起こるのかというところは、ちよつと自分にはわかりません。どうも。

○伊藤参考人 私の意見を言ひますと、教育分野における株式会社の参入には、私は反対していまふ。

株式会社という組織は、明らかに営利組織だといふふうには認識していまふ。学校法人は、非営利組織だといふ認識です。したがつて、幾ら規制緩和をやつても、株式会社の参入は私の立場としては認められないといふことです。

旧来の審議会の問題は、多分、これは推測にないので申しわけありませんけれども、例えば十条の二項以降を読んでいきましたと、その地域で大きな勢力を占めている私学の理事ないしは理事長がたきさん出るといふ構造になつていふから、事実上の、言葉は悪いですが、ボス支配になるといふことで、逆に言うところ、従来は、知事がそのボスの言うなりに判を押ししていたのではないかという懸念はやはり残つていまふ。

そういう意味で、新しい形の、これは先ほど公明党の先生が質問されたときにまた少し言ひましたけれども、地域の代表とか、私が研究しているものでいへば、スウェーデンは必ず経営者側の代表と労働組合の代表といふのは委員に入れますけれども、そういう形の仕組みも考えられるのではないかといふふうには思つていまふ。

○石井郁委員 どうもありがとうございます。あと一つ、残りの時間なんですけれども、冒頭、安西参考人の方からは、私学には七割を超える学生が学んでいふといふお話がございまふして、国費の投入は、国立大学とか国立への国の予算の投入に比べて、私学は余りにも少ないといふお話がございまふした。

両参考人とも、やはり私学に対する財政基盤、脆弱ではないのかといふことも書きになつていらつしやるようなんです、GDP比に対する公的な、私学だけじゃない、日本の高等教育全体に対しても財政支出といふのは大変低いんだといふ問題の御指摘があるかと思ひます。この問題をやはり我が国としてどうしたらいいのかといふことについて、一言ずつ、安西参考人及びスウェーデンのことにお詳しい伊藤参考人にお聞かせいただければと思ひます。

○安西参考人 先ほど申し上げました数字、七三%云々は、これは、四年制の学生についての私立大学生の比でございます。

私は、戦後何年かの間と、これからといふ日本の状況を見ましたときに、やはり多様な活力のある人材がいろいろなところでもつて育つていくと

いふことが、これからの日本の将来、また世界中での日本の位置づけにおいて非常に重要だと思ひます。それを一応前提にいたしますと、これまでのいわば国立大学重視の重点政策から、やはり多様な活力ある人材を育成する政策に移行していくべきだといふふうには思つておりまして、そういう意味で、私立学校の財政基盤の充実といふことが重要であると思ひます。

ただ、一方で、私立学校、多々ございまふして、国の財政の問題も当然あるわけで、やはりある一定の競争環境といふことが重要になつていくと思ひますし、その中で経営の仕組みと情報公開といふことが重要な位置を占めていくといふふうには考へていふ次第でございまふ。

○伊藤参考人 私の個人的な意見を言ひますと、世界人権宣言にあるとおり、初等教育、中等教育、高等教育を含めて、すべて公的に負担すべきだといふふうには思つていまふ。公的な負担をしたからといって、私学といふか、自治的な大学運営がでないかといふと、そんなことはないと思ひます。

一番大切だと思ふのは、やはり学生ローンをきちんと組んで、国がそのローンにお金を出して、親の金を使わずに大学に行けるという仕組み、そしてそのローンを卒業後国に返済するという、今の奨学金といふものではなくて、新しいローン制度をつくるべきだと思ひます。これがないと自立した大学生は生まれませんではないかといふふうには思つていまふ。

○石井郁委員 どうもありがとうございます。私は、高等教育の充実といふのは、本當に、二十一世紀の日本の社会の発展にますます重要だと考へておりますので、そういう立場からこれかともかわつてまいりたいと思つていまふ。

○池坊委員長 横光克彦君。きょうは、安西、伊藤両先生、本當に貴重な御意見、ありがとうございます。質問をさせていた

だきまふ。

お二方の先ほどの御意見を拝聴していただきましたら、今回の法改正、おおむね基本的には賛成であるといふ御意見でございまふ。私も、今度の法改正、かなり前進したなと思ひは持つておりますが、それでもまだ多々問題点が残されていふと思ひます。それらの点についてお尋ねをいたしたいと思つていまふ。

そもそも、今回の法改正は、学校法人の不祥事に端を発していると言つてもいいわけではございません、いわゆる疑惑の事件とか不祥事、これらを防止しなければならぬ、あるいは再発を防がなければならぬ、そういったことを私は制度改革の主眼にすべきだと思つていふわけではございまふ。

そうなりますと、今回の法改正で、私立学校の公共性を一層高めることができるのかどうか、もつと言へば、私学の公共性喪失の最大の要因であつた理事会の学園の私物化、あるいは世襲によるワンマン経営、あるいは独断的な運営、そういったことを改めることができるのか、阻止することができるのか、どのようにお考えですか。お二方にお聞きしたいと思ひます。

○安西参考人 あるところの不祥事から出た話だと思つておられることは、そういうことともあるのかもしれない。ただ、私の理解では、今般の私立学校法の改正といふのは、そういうことを超えて、これからの私学の活性化といふしょうか、そういうことのためのものだといふふうには理解していまふ。

そういう中에서도、不祥事を防止することがこの条文でできるのかといふことについて言へば、私は、経営の仕組みがある程度外から見て骨格が見えてくるというところは、防止のためには非常に重要なことであるといふふうには思ひます。

一方で、やはり不祥事といふのは、いわばそれぞれの組織、個人に依存するものでもありまして、そういうことの防止といふのは、先ほど申し上げたように、日本における教育組織に対する評

価の文化というんでしょうか、そういうことを醸成していくことが大事だと思います。

以上でございます。

○伊藤参考人 この法改正が不祥事から端を発したということは、私は知りませんでした。そうかもわかりません。ただ、読んだ限りでいいと思います。そして私の経験した限りでいいと思います。今度の法改正は、いわゆる中堅以上の私立の大学で普通に行われていることの追認にすぎないと思っています。その意味におきまして、もしやっていないところにとっては、きちんとした組織明確化のためには必要だろうというふうに思います。

ただ、旧のというか、改正案の出る前の今の法律を読んでみても、きちんと所管庁が対応していれば、ワンマン経営も世襲経営も起こらないのではないかな。そういう意味におきまして、今回ののは一歩前進はしますけれども、このことによって不祥事が全部なくなるとは思いません。

以上です。

○横光委員 今回、学校法人制度改善検討小委員会の報告を受けてこういった法改正に進んだとは思ってはおるわけです。そういった経緯の中で、文科省も、今言った小委員会報告と同様に、学校法人の業務には教員も一部含むという見解を示しているんですよ。ここは大変大きな問題でございますが、このことについて、これまでお二人にお伺いしたいんですけれども、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○安西参考人 学校法人の業務、さつき申し上げましたけれども、やはり主たる業務は、組織、施設等々、その学校が活力を持って教育研究等々のことについて進んでいくために資する経営等々のことをやるということだと思えます。ただ、それはやはり教育のために行うわけでありまして、から、教学と不可分だということに思えます。

個々の教育研究の内容について理事会等々がいわば口を出すというのは望ましくないと思えます。教育研究がそれぞれ自由に進展するためには望ましくないと思えますけれども、一方で、経営

と教学というのは不可分の面がある。これはやはり、私学が経営を一方で行いながら、教学の組織として十分な力を発揮していくためのことだというふうにとらえております。

以上でございます。

○伊藤参考人 私も、広い意味におきましては、学校法人の業務の中に教学を一部含むというのは言えると思います。ただ、これをどこまで解釈するかということでありまして。

例えば、大学の教員の採用とか、ほかの大学に行く割愛を、今理事会は、教授会がオーケーを出したものは何も言わずに判を押すという形で、教学面の独立を図っています。

ただ、最近私が聞いてびっくりしましたのは、教授会が採用を決めた人選を理事会サイドでひっくり返したという事例がありまして、実は、私学は今経営が非常に厳しいということ、ある一定の年齢の先生というのは人件費がたかさんかかりますから、そこをなるべくカットしようということとで切ったという事例がありまして、それを聞いてその大学に対する認識を変えたという記憶があります。それはやるべきではないと思っています。

○横光委員 私立学校の設置を目的とする学校法人、そしてまた学校教育法に基づいて設置される学校、これは区別されているわけですね。ここが、大学自体が法人となっている国立大学と最も大きな違いだと私は思うんですね。学校教育法では、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」教育や研究は、これは学校の校務でございませう。学校法人の業務ではないと私は思っているわけですね。先ほどからしつこく言っております私学の不祥事のほとんどが、理事会による校務への不当な介入が一番大きな原因となっているんですよ。

そうしますと、やはり、教育基本法あるいは憲法による学問の自由を守るためにも、私は、学校法人の業務、そして学校教育法に書かれております校務、ここは明確に峻別することが非常に重要だと思っておりますが、いかがでしょうか。お二

人に。

○安西参考人 私は、さつき申しましたように、私学が教育の中心として、個々の私学についても発展をしていき、また、これからの社会、これからの未来に資するようになっていくためには、私学というのは一方で経営が非常に重要でございまして、その経営は何のためにやるのかということ、教学の推進のために行うわけでございませう。そういう意味で、教学と経営というのは不可分でありまして、その教学と経営の間の関係がうまくいく、いつている、そういう私学が発展していくものだというふうに思います。そういう私学を見分けるという文化をつくっていくことが大事だということをお願いしているわけです。

不祥事云々のことは、介入云々のことは、そういう学校もあるのやもしれませんが、そういうところではやはりうまくいかなくなっているところではないかというふうに思います。

○伊藤参考人 今度の私立学校法の改正と学校教育法で言っておる校務、そういう違いについてまできちんと考えてきていませんので、先ほど私が答えた以上のことは答えられませんけれども、私立学校、経営をやりながら、実際に一番重要なことは教学だと思っています。教学をやつて、それは単に学生だけじゃなくて、今やエクステンションという形で社会人に向けても開かれているというところをやっています。

それがうまく機能しているところは、多分、経営と教学の面がうまくマッチしているところだと思います。不当に介入してうまくいっている例というのは私は知りませんので、そういう意味において、教学面と経営面のバランスがどら辺にあるのかというのは、普通の人は大体わかっているのではないかというふうに思っています。

○横光委員 もう一点お尋ねしたいんですが、現行法では何の規定もないと言ってもいいぐらいの監事の選任について、規定されたりあるいは義務づけられたこと、これは前進だと思っております、評議員の同意が必要だということにもなりま

したし。

しかし、この監査を受ける者が監査をする者を選ぶといういわば非民主的な構造は、基本的には変わっていないんですね。ですから、依然として監事の人選の権限は理事会が持つことになるわけでございます。

やはり、監事の制度、せっかくここまで進めるのなら、実効性あるものにするために、私は、監事は評議員会で選任すべしだという思いを持っておりますが、これまたお二方の意見をお聞きしたいと思っています。

○安西参考人 私どもの慶應義塾におきましては、評議員会において選出されております。

○伊藤参考人 私も、読んでみて、監査を受ける人間が監査人を選んでいるというふうに思いますが、そこを変えるには、評議員会の性格を変えるしかない。評議員会は、今、諮問機関という位置づけになっていますけれども、これを議決機関に格上げすれば、先ほど安西先生が言われた慶應の事例が出てくるんじゃないか。その方が、より踏み込んだ改革にはなるのかなというふうには思っていますけれども。

○横光委員 ありがとうございます。私も、やはりここで実効性あるものにするためには、評議員会で選任し、そしてまた、評議員会が人選もできるように修正すべきじゃないかという思いを持っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○池坊委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、安西参考人、伊藤参考人に一言お礼を申し上げます。私たちの委員会のためにお時間を割いていただき、有意義かつ貴重な御意見を述べいただきましたこと、当委員会を代表いたしまして、心よりお礼申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

平成十六年四月八日印刷

平成十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局